平成２３年（フ）第６７２７号
大阪府守口市藤田町１丁目31番２号
債務者　田中　　武
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９７２号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目20番３号
債務者　本田知世美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４１号
大阪府四條畷市南野４丁目１番19号
債務者　吉村かすみ
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２６号
大阪市住吉区苅田３丁目２番18―506号
債務者　奈良起世子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４０号
大阪市平野区加美東３丁目１番15号
債務者　良川　理華（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目５番８―317号
債務者　松岡　禮子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４３号
大阪府八尾市萱振町１丁目７番地の５　ハイツホロンⅠ・101号
債務者　玉田　勝美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４８号
大阪府門真市栄町14番16号
債務者　坂本　秀良
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５４号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目12番５号
債務者　難波　　明
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５６号
大阪府箕面市今宮４丁目11番２―305号
債務者　内貴　仁哉
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５８号
大阪府寝屋川市河北西町17番３―502号
債務者　北浦　幸恵
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６５号
住民票上の住所大阪市旭区赤川２丁目１番14―801号
債務者　近藤美砂子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東１丁目11番地５　グレイスコート305、旧住所埼玉県春日部市芦橋490番地17
債務者　松下　俊一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
埼玉県秩父市吉田久長293番地３
債務者　竹内　和隆
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
埼玉県秩父市黒谷164番地５
債務者　堀口　光弘
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
新潟県魚沼市日渡新田22番地１　つづみ荘202号
債務者　小川　武志
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
新潟県三島郡出雲崎町大字住吉町40番地
債務者　片桐　菊枝（旧姓納谷）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
新潟県長岡市殿町３丁目１番地５
債務者　新保百合子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係